

# 青森県報

第四千三百七十四号

平成二十九年  
十一月十三日  
(月曜日)

○土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……10

○建設業者の許可の取消し……………(上北地域) ……10  
(県民局)

## 告示

### 青森県告示第七七十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第一項及び第二項の規定により平成二十九年九月八日、同月十二日、同年十月三日及び同月十七日取去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十九年十一月十三日

青森県知事 三村 申 吾

## 目次

- 飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……一
- 保安林の指定解除予定……………(林政課) ……二
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除(河川砂防課) ……三
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……四
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……五
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(同) ……五
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……七

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
みちのく飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番9	十和田おいらせ農業協同組合 十和田湖支店 十和田市大字奥瀬字堰道16番地1	全畜連 和牛繁殖用みどり	29.8	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、TDN、水分	無
石巻飼料株式会社 宮城県石巻市三河町10番地	十和田おいらせ農業協同組合 十和田湖支店 十和田市大字奥瀬字堰道16番地1	オールインソフ前期	29.8	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、TDN、水分	無
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	ニチア印プロイラー肥 ニチア前期用配合飼料 ニチアえつけ	29.9	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、ME、水分	無
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	ニチア印肉用種鶏成鶏 飼育用配合飼料 プロ種鶏M	29.9	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、ME、水分	無

日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	ニチアロ印種豚飼育用配 合飼料 マサーA	29.8	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗シナム、 カルシウム、リン、TDN、水分	無
フレイブーズ株式会社 百石工場 上北郡おいらせ町一川田四丁目83番1号	同左	チキンミール	29.10	粗たん白質、粗灰分、水分	無
フレイブーズ株式会社 百石工場 上北郡おいらせ町一川田四丁目83番1号	同左	フレザーミール	29.10	粗たん白質、粗灰分、水分	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番地8	同左	フレイブド・ワン しのぎ子豚	29.10	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、TDN、水分	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番地8	同左	フレイブド・ワン フアロブリーダー後期	29.10	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、ME、水分	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番地8	同左	フレイブド・ワン ブルチエース74	29.10	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、TDN、水分	無

青森県告示第七百八十号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十九年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一(一) 解除予定保安林の所在場所  
むつ市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 一(二) 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かえ</sup>
- 一(三) 保安林を解除しようとする理由  
道路用地とするため
- 二(一) 解除予定保安林の所在場所  
むつ市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

保安林として指定された目的

- (一) 雪崩の危険の防止
- (二) 保安林を解除しようとする理由  
道路用地とするため
- (三) 解除予定保安林の所在場所  
むつ市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 一(一) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 一(三) 保安林を解除しようとする理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七百八十一号

次のとおり保安林の指定施設要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下北郡東通村大字目名字目名川一の一、字フマセノ沢一の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百八十二号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下北郡東通村大字砂子又字黒森一五の五八、一五の一七から一五の一一九まで、一五の五二〇から一五の五二四まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百八十三号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び中地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 長崎土砂災害警戒区域及び長崎土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

黒石市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 西森合沢土砂災害警戒区域及び西森合沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

黒石市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 上山形沢土砂災害警戒区域及び上山形沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

黒石市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 田代沢土砂災害警戒区域及び田代沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

黒石市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第七百八十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七條第四項及び第九條第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南部地域民局地域整備部に備えて縦覧に供する。

平成二十九年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 長崎土砂災害警戒区域及び長崎土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

黒石市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 田代沢土砂災害警戒区域及び田代沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

黒石市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第七百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 西森合沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

黒石市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

二 上山形沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

黒石市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

青森県告示第七百八十六号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 七日市土砂災害警戒区域及び七日市土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 清水頭中平土砂災害警戒区域及び清水頭中平土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 清水頭土砂災害警戒区域及び清水頭土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 遠瀬一号土砂災害警戒区域及び遠瀬一号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

五 天間屋敷二号土砂災害警戒区域及び天間屋敷二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

六 極ノ実土砂災害警戒区域及び極ノ実土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

七 遠瀬二号土砂災害警戒区域及び遠瀬二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

八 東飯豊沢土砂災害警戒区域及び東飯豊沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

九 梨子ノ木沢土砂災害警戒区域及び梨子ノ木沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十 第一北遠瀬沢土砂災害警戒区域及び第一北遠瀬沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十一 道前沢土砂災害警戒区域及び道前沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十二 第一茂市沢土砂災害警戒区域及び第一茂市沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十三 矢田郎平沢土砂災害警戒区域及び矢田郎平沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第七百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七條第四項及び第九條第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 七日市土砂災害警戒区域及び七日市土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四條の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事

項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 清水頭中平土砂災害警戒区域及び清水頭中平土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 清水頭土砂災害警戒区域及び清水頭土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 遠瀬一号土砂災害警戒区域及び遠瀬一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

五 天間屋敷二号土砂災害警戒区域及び天間屋敷二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

六 極ノ実土砂災害警戒区域及び極ノ実土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

七 遠瀬二号土砂災害警戒区域及び遠瀬二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

八 野面二号土砂災害警戒区域及び野面二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条



条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

九 道前沢二号土砂災害警戒区域及び道前沢二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十 相米二号土砂災害警戒区域及び相米二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十一 東飯豊沢土砂災害警戒区域及び東飯豊沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十二 梨子ノ木沢土砂災害警戒区域及び梨子ノ木沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十三 道前沢土砂災害警戒区域及び道前沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十四 第一茂市沢土砂災害警戒区域及び第一茂市沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十五 矢田郎平沢土砂災害警戒区域及び矢田郎平沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第七百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

第一北遠瀬沢土砂災害警戒区域

一 指定の区域

三戸郡田子町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 森工業

二 氏名 森隆

三 主たる営業所の所在地 三沢市大字三沢字南山四七の一三

四 許可番号 青森県知事許可(般一三四)第五〇〇五〇八号

五 取消年月日 平成二十九年十月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行者・発行人) 青森市長 島一丁目一番一号 青 森 県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭